

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者（外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産若しくは事業の管理又は経営の責任者及び経理の責任者）が自署し、押印します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
7 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
8 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
9 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
10 「向上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人</p> <p>(ハ) 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	
11「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	<p>期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。</p>	<p>(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
12「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
13「道府県民税事業税の地方法人特別税申告書」	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」</p>	<p>修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。</p>
14「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1（1）を提出する法人 別表1（1）の10の欄の金額（ただし、別表1（1）の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。(2)及び(3)においても同じです。)</p> <p>(2) 別表1（2）を提出する法人 別表1（2）の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1（3）を提出する法人 別表1（3）の8の欄の金額</p> <p>なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1（1）の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1（2）の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1（3）の8の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（別表1（1）の5の欄）、リース特別控除戻税額（別表1（2）の5の欄又は別表1（3）の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1（1）の7の欄、別表1（2）の7の欄又は別表1（3）の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません（第10号様式の該当欄に記載します。)</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
15「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載</p>

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(1) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6（6））の 22 の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 3 項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（8））の 10 の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 7 項（平均売上金額の 10% 相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（9））の 22 の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第 42 条の 10 第 2 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6（15））の 19 の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6（16））の 19 の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（18））の 18 の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項、第 2 項及び第 3 項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（19））の 38 の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6（20））の 10 の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（23））の 22 の欄の金額</p> <p>〔注〕企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）の施行の日以後に変更</p> <p>(7) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（17））の 18 の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（18））の 18 の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項、第 2 項及び第 3 項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6（19））の 38 の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6（20））の 10 の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項（雇用者給与</p>	<p>しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>

欄	記載のしかた	留意事項
	等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(23))の22の欄の金額	
16「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の⑤の欄金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{1}{100}$)⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑳の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国の法人税等の額の控除額⑨」	第7号の2様式(その1)の㉑の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉒の欄の当該都道府県分の金額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「差引法人税割額⑦-⑧-⑨-⑩ ⑪」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の㉓の欄の金額を記載してください。	

欄	記載のしかた	留意事項
24「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑫」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
25「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑬」	「⑪の欄の金額－⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
26「算定期間中において事務所等を有していた月数⑮」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
27 「円× $\frac{⑮}{12}$ ⑯」	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
28「この申告により納付すべき道府県民税額⑭＋⑰⑱」	⑭又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑰の欄を零として計算します。	
29「⑱のうち見込納付額⑲」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
30「東京都に申告する場合の⑦の計算」（⑳から㉓までの欄）	東京都に申告する場合に記載します。	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。 恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
31 事業税の「所得割」（㉔から㉗までの欄）	(1) ㉔の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の③の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の⑦の欄の金額から⑧の欄の金額を控除した金額を記載します。 (2) ㉕から㉗までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。	(1) 収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業保険業及び貿易保険業を行う法人）は、記載する必要はありません。

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉔の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数（月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。）を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉕及び㉖の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉕、㉖及び㉗の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人（協同組合等）であって次の（ニ）に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉕の欄に、年400万円を超える金額を㉖の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉕の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉖の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉗の欄に、年10億円を超える金額を㉘の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉙の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉕から㉘までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>(2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉔の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉔の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉕の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉔の欄の金額が800万円を超えるときの㉔の欄の金額は、㉖の欄の金額から㉕及び㉖の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の（解散した法人にあっては、解散の日）末日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉘の欄に記載します。</p>
32「付加価値割」（㉚及び㉛の欄）	<p>(1) ㉚の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉙の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉛の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉚の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
33「資本割」（㉜及び㉝の欄）	<p>(1) ㉜の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉚の欄の金額を記載</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>します。</p> <p>(2) ㉔の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
34「収入割」(㉕及び㉖の欄)	<p>収入金額課税法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ㉕の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑧の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑨の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉑の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(注) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律(平成29年法律第30号)の施行の日以後に変更</p> <p>(1) ㉕の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑧の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑨の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉑の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉖の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35「平成28年改正法附則第5条の控除額㉗」	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第7項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人が、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度 第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉑」の欄の金額</p>	
36「事業税の特定寄附金税額控除額㉘」	第7号の3様式の㉒の欄の金額を記載します。	
37「差引事業税額㉙-㉚-㉛」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
38「租税条約の実施に係る事業税額の控除額④」	「④の欄の金額－③の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。	
39「この申告により納付すべき事業税額④－③－④⑤」及び「⑤の内訳」の各欄（④から⑤までの欄）	⑤の欄は、④の欄から④の欄及び④の欄の金額を控除した金額を記載し、⑥から⑤までの欄は、その割合ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、⑥から⑤までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「⑤の内訳」の各欄の記載における⑤の欄の金額の控除については、⑥の欄、④の欄の順に行います。
		「⑤の内訳」の各欄の記載における④の欄の金額の控除については、④の欄、⑥の欄、④の欄の順に行います。
40「⑤のうち見込納付額⑤」	⑤の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41「差引⑤－⑤ ⑤」	⑤の欄は、⑤の欄から⑤の欄の金額を控除した金額を記載します。	
42「所得割に係る地方法人特別税額⑥」（⑤の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計③」又は「軽減税率不適用法人の金額③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43「収入割に係る地方法人特別税額③」（⑤の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額⑦」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44「差引地方法人特別税額⑤－⑤ ⑤」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
45「租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額⑧」	「⑧の欄の金額－⑦の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う地方法人特別税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。	
46「この申告により納付すべき地方法人特別税額⑤－⑤－⑤ ⑤」	⑤の欄は、⑤の欄から⑤の欄、⑤の欄の金額を控除した金額を記載します。	
47「⑤のうち見込納付額⑥」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、地方法人特別税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
48「差引⑤－⑥ ⑥」	⑥の欄は、⑤の欄から⑥の欄の金額を控除した金額を記載します。	
49「所得金額の計算の内訳」（⑥から⑥までの欄）	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ⑥の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の33の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の41の欄の金額を記載します。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の7の欄に記載された金額がある場合には、その金額を41の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ⑥の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の33の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の41の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>載します。したがって、法人税法第 40 条又は第 81 条の 7 の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。</p> <p>(3) ㉔の欄は、法人税の明細書（別表 12（1））の 5 の欄の金額又は 10 の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。</p> <p>(4) ㉕の欄は、法人税の明細書（別表 12（1））の「益金算入額の計算」の欄の 25 及び 26 の計欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。</p> <p>(5) ㉖の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第 69 条又は第 81 条の 15 に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表 4）の 30 の欄に記載した金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表 4 の 2 付表）の 38 の欄に記載した金額を記載します。</p> <p>(6) ㉗の欄は、第 6 号様式別表 9 の④の「計」の欄の金額又は法人税法第 59 条の規定の適用を受けようとする法人が第 6 号様式別表 10 の⑨の欄、同表の⑫の欄若しくは第 6 号様式別表 11 の⑪の欄の金額を記載します。</p>	
50「法人税の所得金額又は個別所得金額㉘」	<p>連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表 4）の 48 の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表 4 の 2 付表）の 55 の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。</p>	
51「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額㉙」	<p>2 以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉔、㉕及び㉖の欄に記載した金額の合計額と同額になります。</p>	
52「還付請求」の「中間納付額㉚」	<p>中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、㉔の欄又は㉕の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉖の欄に記載した事業税額及び㉗の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。</p>	
53「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	<p>法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。</p>	<p>(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表 5（1）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」）に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表 5 の 2（1）付表 1）の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」）に記載したところに準じて記載します。</p>
54「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）</p> <p>(2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額	
55「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
56「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。) (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
57「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人「その他」	
58「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうち特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。) (2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
59「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	